戸籍等の郵便請求について

戸籍等の郵便請求の方法は、下記をご参考のうえ手続きをお願いいたします。

【お問い合わせ先・送付先】
〒952－1292
新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市役所　市民課戸籍係
TEL　0259－63－5112（直通）

同封していただくもの

①**戸籍謄抄本等郵便請求書（2ページ目）**
【※下記手続き用に請求する方】必ず使用目的及び提出先を記入してください。
- 受給権者が下記手続きのために請求する場合、証明手数料は無料です。
  なお、発行された証明書に「年金・給付用」と印字されます。

②**手数料（郵便局の「定額小為替」）**
- 必要分の手数料を、郵便局の「定額小為替」で送金してください。
- 相続などで連続した戸籍を請求する場合、証明書が複数になる場合があります。
- 定額小為替は無記名の状態で同封してください。

③**返信用の封筒**（切手を貼り、宛先、宛名を書いたもの）
- 返送先は、原則請求者の住所登録地となります。
- 何通も請求される場合は、余分に切手を同封してください。

④**本人確認書類の写し**
- 運転免許証、個人番号カード、健康保険証等の写し（コピー）を同封してください。

⑤**その他**
- 請求者と必要な方とのご関係が佐渡市の戸籍で確認できない場合、
  ご関係が分かる戸籍等のコピーを同封してください。
- 代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

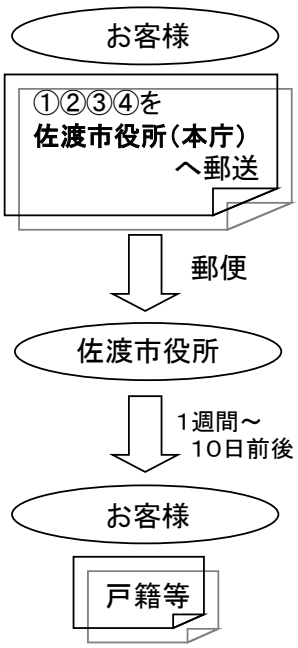

※戸籍謄抄本等が無料となる手続き

（3）欄の使用目的と提出先を具体的に記入し、該当番号を記入してください

法律の名称等	
(1)労働者災害補償保険法（第45条）	(16)公害健康被害の補償等に関する法律（第143条）
(2)国家公務員災害補償法（第32条）	(17)雇用保険法（第75条）
(3)私立学校教職員共済法（第6条）	(18)犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（第19条）
(4)厚生年金保険法（第95条）	(19)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（第48条）
(5)国家公務員共済組合法（第113条）	(20)社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（第61条）
(6)国民健康保険法（第112条）	(21)石綿による健康被害の救済に関する法律（第83条）
(7)国民年金法（第104条）	(22)特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（第26条）
(8)中小企業退職金共済法（第87条）	(23)犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（第33条）
(9)社会福祉施設職員等退職手当共済法（第26条）	(24)高齢者の医療の確保に関する法律（第136条）
(10)児童扶養手当法（第27条）	(25)健康保険法（第196条）
(11)地方公務員等共済組合法（第144条の25）	(26)船員保険法（第144条）
(12)特別児童扶養手当等の支給に関する法律（第34条）	(27)オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（第16条）
(13)小規模企業共済法（第30条）	(28)特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（第39条）
(14)地方公務員災害補償法（第66条）	(29)国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（第19条）
(15)独立行政法人農業者年金基金法（第59条）	(30)ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（第25条）

お願い

- **郵便請求は、配達日数と市での処理日数が必要となりますので、お手元に届くまで、1週間～10日前後はかかります。日数に余裕をもってご請求ください。なお、荒天時など、船舶の運航状況によっては、さらにお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。**
- **お急ぎの場合は、速達郵便等をご利用ください。**
- **郵便請求の処理は、佐渡市役所本庁舎のみで行っておりますので、必ず、上記送付先へ送付してください。**

注意事項

- 戸籍関係の証明書は、本人かその直系親族（配偶者、子、孫、父母、祖父母）または相続関係を証明する必要がある場合など、正当な利害関係がある方以外は請求できません。
- 第三者の戸籍関係の証明書を請求する場合は使用目的を具体的にご記入ください。なお、場合によっては使用目的を確認できる資料の提出を求める場合があります。
- プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
- 偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

戸籍謄抄本等郵便請求書

（1） どなたのものが必要ですか

筆頭者は戸籍の最初に記載されている人です。
筆頭者は亡くなられても変わりません。

本　　籍	新潟県佐渡市	番地
筆 頭 者 氏 名	フリガナ	（明・大・昭・平・令） 年　月　日生
必 要 な 方 の 氏 名 （抄本・附票（一部）・身分証明書が必要な場合のみ記入してください）	フリガナ	（明・大・昭・平・令） 年　月　日生

（2） どの証明書が必要ですか

※相続手続きなどで戸籍等が必要な方は、
（4）に詳細をご記入ください。

戸籍	全部事項証明書（戸籍謄本）	450円	通	戸籍の附票	全　部	300円	通
	個人事項証明書（戸籍抄本）	450円	通		一　部	300円	通
除籍	全部事項証明書（除籍謄本）	750円	通		＊附票に必要な記載がありますか。 ☐ 本籍・筆頭者　☐ 在外選挙人登録地 ＊証明してほしい住所を記入してください。 ☐ 現住所の記載があるもの ☐（　　）～ （　　）の記載があるもの		
	個人事項証明書（除籍抄本）	750円	通				
原戸籍	謄　本	750円	通	その他証明	身 分 証 明 書	300円	通
	抄　本	750円	通		独 身 証 明 書	300円	通

（3） 請求する方はどなたですか

住　所	平日の昼間に連絡の取れる電話番号　（　　）
氏　名	㊞（署名の場合押印不要）
(1) の 方 と の 関 係	① ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ② 戸籍に載っている（　　）の ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ③ ☐ その他（　　） **＊ ③のその他に該当する方は、使用目的及び提出先を具体的に記入してください。**
使 用 目 的 と 提 出 先	【使用目的】 裏面 手数料無料対象の手続きに該当する場合：番号【　　】に使用 【提出先】
【年金用に請求される方】	【この年金を受け取る方】（　　） 【使用目的】☐老齢年金請求 ☐障害年金請求 ☐遺族年金請求 ☐未支給年金請求 ☐その他（　　） 【提 出 先】☐日本年金機構 ☐共済組合（国・地方・私学） ☐農業者年金基金 ☐その他（年金事務所名等：　　）

（4） 相続手続きなどで戸籍等が必要な方は、詳細をご記入ください。

必　要　な　内　容	亡くなられた（　　）の ☐ 亡くなったことがわかる戸籍が　各（　　）通 ☐ 生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍が　各（　　）通 ☐（　　）から（　　）までの戸籍が　各（　　）通 ☐（　　）と（　　）の関係がわかる戸籍が　各（　　）通 ☐ その他（　　）　各（　　）通